



CONTENTS

I Farewell

定年退職を迎えて 37 年を顧みる
2010 年 1 月 15 日

生田 勝義 2
大河 純夫 4

II Sabbatical

在外研究を終えて

宮脇 正晴 5

III Presentation

シンポジウム・民法改正と消費者法
民主主義科学者協会法律部会 2009 年度学術総会
司法制度改革と刑事法
わが国の死因究明制度の概観と問題点
学会報告に寄せて

松本 克美 7
吉村 良一 9
松宮 孝明 11
松宮 孝明 12
二宮 周平 14

IV Report

本学名誉法学博士 ペーター・ハナウ教授（ケルン大学元学長）
日本国政府より旭日重光章を受勲

出口 雅久 16

V Grand, Dean

法学研究科の新しい展開

平野 仁彦 18

VI Media Coverage

学会・研究活動報告

20

VII 定例研究会

30

VIII 新刊図書

31

Farewell

退職記念

定年退職を迎えて37年を顧みる

生田 勝義 IKUTA Katsuyosi

1 光陰矢のごとし。1973年4月より立命館大学法学部に奉職して早くも37年になる。慌ただしく過ぎ去った日々であった。前だけを見て歩いてきた感がある。2010年3月をもって定年退職を迎える。この機会に、過去を振り返り、簡単に中間まとめをすることによって、これからの人生のよすがとしたい。

2 まず、お詫びから始めなければなるまい。おばあちゃん子であったせいか、人見知りが激しい。一人で考え込むことが好きだ。人づきあいが苦手。これでよく教師が務まったものと思う。学生諸君にはとっつきにくい印象を与えてきたかもしれない。「三つ子の魂百まで」といわれる。一人で物思いにふけることの好きな性分は、研究を志してからも治らなかった。木を見るよりも森を見てしまう。現象の背後にある本質や法則の方に関心が向いてしまう。研究会などではよく、基本的なそれゆえ初歩的な質問や発言をして、話の腰を折ってしまった。また、不器用で一つのこと集中すると他のことができなくなる。悪いとは思いつつながら、礼状等を欠礼してしまうことが多かった。それら以外にも迷惑の掛け通しだった。それでも何とかここまで来ることができたのは、皆さんのご寛容のお蔭である、と感謝している。

3 定職の経験は立命館大学のみである。他の大学や企業のことは伝聞でしか知らない。けれども、立命館大学には他所では見聞できないであろうと思われる多くの創意あふれる独自の取組があった。そこから本当にたくさんのことを学ばせてもらった。ここでは、それらのうち若干のものに言及するにとどめ



たい。

まず挙げるべきは、民主的な組織運営とは何かということである。教授会はカリキュラム編成権限や単位認定権限などの強大な力を持つ。教授会構成メンバー以外の職員や学生は教授会で決められた事項に従わなければならない。しかし、そのような教授会の「権力性」は教育にとり必要である。それがゆえに、大学の自治は、教授会自治論でなく、職員、学生を含む全構成員自治として展開しなければならない。また、私立大学が財政や経営に万全の意を尽くすことなく、また学校法人の理事や評議員を教職員、学生以外の人をお願いすることなしに、存続できないことも明らかである。それと大学の自治とは緊張関係に立つ。そこで、教学優先、学内優先原則の下に教学と財政・経営を統一する。大学の中にある権力性や矛盾をありのまま見つめ、だからこそ民主的運営が必要だとする。そこからは、民主主義とは何かというだけでなく、認識方法論一般、すなわち物事を観念的に一面的、形式的にとらえるのではなく、リアルに矛盾と運動においてとらえることの重要性を学ばせてもらった。



4 立命は学生を大切にする大学である。と同時に、真理探究の場である大学において許されないこととして、考えや意見の違いを暴力で解決しようとすることや、自己の学問的到達点を偽るカンニング、試験における不正行為には、厳しく対処してきた。それらの取組みやキャンパス内外での不正駐輪、不正駐車をなくす取組みからも、多くのことを学んだ。私の生命観や自殺違法論、それを含む「被害者の承諾」論は、困難を抱え苦しむ学生とまさに全身全霊をかけて関わる中で醸成された。また、犯罪を予防するためには何が重要かという問題、すなわち、①政策や規範と規範妥当の確保との関係、②規範妥当における監視・取締りの位置づけ、③規範の遵守における他律と自律、などに関する自説の端緒も、上述した立命の取組みにある。さらに、国家政策と社会意識の関係、とりわけ厳罰主義と新自由主義政策との関係については、1983年から4年間務めた私学教職員組合連合役員としての経験が役立っている。新自由主義は当時からずっと気にかかっていた問題である。私が、厳罰意識と新自由主義政策との関係を明らかにし、その構造を分析できたのは、そのおかげである。

5 私の処女論文は、阪大法学82号(1972年3月)に掲載した「違法論における『結果無価値』と『行為無価値』について」である。けれども、「結果無価値」や「法益」という概念の形式性・抽象性は如何ともしがたく、それらだけで犯罪の成立要件を限定すること

は困難だった。そこで悩んだ末行き着いたのが、「犯罪にできるのは社会侵害的な外部的行為のみである」という行為原理である。その「社会侵害性」とは、現実の矛盾に満ちた社会関係の中でも普遍性・一般性を有する人権に対する侵害性である。人権の普遍性によって刑法による保護に値する社会性を論証するという方法は、社会契約論と似ている。社会契約は歴史的にはフィクションだが、理念としては今日でも妥当する。普遍的な人権である生命や身体・安全、自由や生存財産を守るために社会・国家がある。そのような生命等を侵害することは、社会を作った意味を否定することだから社会侵害的なのである。このようにして、空疎な法益概念と異なり、行為原理は立法批判原理でもある。

6 最後に、これから何をするか。後しばらく1年契約の特任教授や他大学での非常勤講師として引き続き教育に尽力し、また、研究では、遅れている本の出版を実現したい。

それら以外のことについては、辞めた者は物質的な支援はするが口は出さない方がよい。これは、「言うは易く、行うは難し」と言われる。だが、そう心がけたいものである。

(いくた かつよし・刑法)



Farewell

退職記念

2010年1月15日

大河 純夫 OKAWA Sumio

1月15日に退職記念講義を行った。

大それたテーマであったが内容は惨憺たるもので赤面の至りであった。

現在、法律改正によって、成人の日は「一月の第二月曜日」となっている、しかし私にとって1月15日は小正月であるが、今なお「成人の日」の印象は消えない、その定義に倣って表現すれば「定年退職したことを自覚し、みずから生き抜こうとする壮年者を祝いはげます(日)」としていただいたように思う。このような機会を与えていただいた法学部・公務研究科教授会はもとより、ご参加いただいた方々に心から謝意を表したい。

立命館での教育研究で一番の印象は、新民法講義Ⅰ～Ⅴの作成に関与させていただいたことである。「社会の取引状況に応じて再構成された民法」体系を志向したものであった。この企画は賛同を得ることができたようで、おおくの大学で採用されることとなった。

近時、民法(債権法)大改正が浮上しているが、新民法講義、とくにそのⅠ(契約法)の試みを再点検し、新しい企画を打ち出す必要があると考えている。



利息制限法に関する研究をまとめることができていないことも、心残りのひとつである。この仕事を中心とした生活に移行したいものである。

印象深い事柄の第二は「法科大学院の設置申請」であった。幸い多くの方々協力によって申請に至り、設置以降も創意的な工夫と努力によって目的を達成しつつあるようで、なによりのことである。

当時柄にもない学部長の立場にあったので、多くの同僚の真意を把握しかねたこともあり、申し訳ないことが少なくなかった。

(おおかわ すみお・民法)



在外研究を終えて

宮脇 正晴 *MIYAWAKI Masaharu*

2008 年の 9 月から 1 年間、米国カリフォルニア州のスタンフォード大学ロースクールにて在外研究を行った。スタンフォードに行くことに決めた理由は、その Mark Lemley 教授が後述のような魅力的な研究をしており、是非直接その考えを聞いてみたいと考えたことと、あのあたりの治安は非常に良いと聞いており（実際その通りだった）、家族（妻と子供 2 人）と一緒に暮らすのに向いていると考えたこと、の 2 つが主なものであった。私は同教授を直接知っていたわけではなく、以前少しだけメールのやり取りをしたことがあった程度である。受け入れていただけるのか不安であったが、幸いにも良い返事を頂くことができた。スタンフォードから客員研究員（visiting scholar）として受け入れる旨の通知が来たのが 6 月下旬。出発の予定日まで 3 カ月を切っているのに、ギリギリの遅さといえるであろう（もちろん私が依頼をしたのはそれよりはるか前だが、同大学では研究員の受け入れについての詳細なルールが部局ごとにあり、それによれば秋のセメスターからの受け入れについては一律に、5 月 1 日までに応募して、可否の決定が同月末までに行われることになっており、その通知はほぼ必然的に 6 月 1 日以降となるので、それまで待たざるを得なかったのである）。

それから出発までは、恐ろしくあわただしい日々が続くこととなった。ビザの取得、保険の加入手続き、居住環境や子供の学校等についての情報収集、持っていく物の選別や買い物等を、通常の仕事の合間を縫って行わなければならなかった。何とか準備をすませ、



メモリアルコート（手前）とフーバータワー

7 つほどの締切を抱えて半ば無理やり日本を後にした。その時は単身で、現地についてからしばらくはモーテルで過ごして、銀行口座の開設、住居探し、自転車や自動車の購入などを行った。その後しばらくしてから家族を呼び寄せ、そこから子供の学校探しなどをし、生活が軌道に乗るまでには 3 カ月ほどを要した。

私が住むことになったのは、メンロパークという、スタンフォードの北側に位置する市にあるアパートで、大学までは自転車で 20 分程度かかる距離にあった（ただしこれは大学の敷地に到達するまでの距離で、そこからロースクールの建物までには更に 10 分以上ペダルを漕がなければならなかった）。周りには緑がいっぱいで、静かだった。近くには巨大な公園がいくつもあり、そのうちのどれかに毎日のように子供を連れて遊びに行っていた。ほぼ年中涼しいシリコンバレーの気候は、京都に比べると夢のような快適さだったが、日差しの強さには馴染めなかった。あちらではサングラスは生活必需品で、これを携行せずに車の運転をするのは非常に危険である。こ

のことがよくわかっていなかった頃に、サン
グラスを持たずに早朝にひたすら東に向かっ
てドライブしたことがあるが、あまりのまぶ
しさにほとんど前方を見ることができず、か
つてないほどの恐怖を味わうこととなった。

さて、肝心の研究生生活のほうに話を移そう。
すでに述べたとおり、客員研究員としてスタ
ンフォードに滞在することになったわけだが、
スタンフォードの場合、客員研究員に与えら
れるのはロースクール付属図書館内にある専
用の机と、あちらの本やデータベース等の研
究資源への自由なアクセスである。そのよう
なわけで、ロースクールの付属図書館があち
らでの私の研究拠点となった。常軌をはるか
に逸して広大で美しいスタンフォードのカ
ンパスに通うことは、それ自体楽しかった。

私がそこで研究したかったのは、主に経済
分析についてである。有名な Richard Posner
判事が、William Landes 教授（こちらも有名
な経済学者である）と共著で 1987 年に発表
した、商標制度の経済分析に関する論文があ
るのだが、これに対してどのようなスタンス
を採るべきかが 10 年ほど前からの私の研究
におけるひとつの（全く未解決の）テーマで
あった。この論文は、商標というものが消費
者の製品探索コスト（search costs）を削減す
るためのものであることを前提に、商標法の
様々な制度についての分析を行うという趣旨
のものであったのであるが、かつて法学の勉
強そっちのけでミクロ経済学やゲーム論の勉
強をしていたこともある私にとって、このよ
うなアプローチは非常に魅力的なものであ
った。ただし、上記の論文には、慎重な理由づ
けさえできれば、我が国の商標法や不正競争
防止法の解釈論にも応用できるように直感さ
れる部分と、あまり納得できない部分とが混
在しており、前者の面白いところだけ自分の
研究に取り入れるというのが難しく感じら
れ、さらに法学系の職を得たことで経済学の
勉強が途中でストップしてしまったこともあ
って、この問題について興味はあるけれども

全く研究が進んでいないという状態が長らく
続いていたのである。

米国の商標法学においては、上記の論文自
体は肯定的に受け入れられ、商標制度の正当
化根拠について search costs を用いて説明す
る学説や裁判例は登場したものの、この考え
を個別の規定の解釈論に応用しようとするも
のは必ずしも多くなかった。Lemley 教授は近
年の業績でそのような試みをしており、商標
法における既存の制度について、search costs
を用いて統一的に把握することを研究してお
られた。私はそれに強く興味を持ち、主とし
てそのテーマについて議論するために、同教
授の研究室にしばしば足を運んだ。自分の業
績につたない英語でいちゃもんをつけにくる
変な日本人に対して、同教授は非常に優しく、
真摯に対応してくださった。同教授と直接議
論できたことは、今回の在外研究の非常に大
きな成果のひとつであった。

今回の在外研究で、上記にも増して良か
ったことは、物理的にも学問的にも素晴らしい
環境で、ひとつのテーマについてじっくり考
える時間が持てたことそれ自体である。大学
教員をとりまく昨今の状況を考えれば、かな
りの贅沢といえるだろう。このような素晴ら
しい機会を与えていただいた関係者、とりわ
け法学部の教職員の方々にはただ感謝するよ
りない。与えられたものに見合うだけの学問
的成果を出すのは難しいが、少しでもそれに
近い業績をあげられるよう、精進しなければ
と考えている次第である。

（みやわき まさはる・知的財産法）



ロースクール（奥の建物）

シンポジウム・民法改正と消費者法 —日本消費者法学会第2回大会の開催—

松本 克美 *MATSUMOTO Katsumi*

2009年10月31日（土）に、立命館大学朱雀キャンパス5階大ホールをメイン会場に、日本消費者法学会第2回大会が開催されました。私は消費者法学会理事として、本大会の設営・運営の開催校責任者及びパネルディスカッションの司会を務めさせていただきました。

日本消費者法学会は、消費者法の学問及び実務の発展に寄与することを目的として2008年10月に創立された新しい学会です。第1回創立大会は早稲田大学を会場に行われたので、関西で行われる大会は初めてということになります。テーマは、現在、民法の債権法改正問題との関係で焦眉の課題となっている「民法改正と消費者法」ということもあり、300名を超える参加者が集まる大盛会となりました。

現在、法制審議会で民法典の債権法部分の改正問題が審議されています。今回の改正が実現すると、民法典の財産編が1896（明治29）年に制定・1898（明治31）年に施行されて以来110年ぶりの大改正となります。中でも大きな焦点となっているのが、民法典制定後、とりわけ1960年代以降に展開著しい消費者法分野を、民法典の中に取り込むべきか否かという点です。今回のシンポジウムで総論部分を担当した松本恒雄教授（一橋大学）の整理を借りれば、両者の関係についての立法政策の基本的な考え方としては、①個別法モデル（民法＋特別法としての消費者—現状の基本構造維持）、②独立法典モデル（フランス法のように民法典と別に消費者法をまとめた消費者法典をつくる）、③編入モデル（民

法典の中に消費者契約にだけ適用されるルールを規定する）、④一般化編入モデル（消費者契約法で定められている不実表示、断定的判断の提供の場合の契約取消規定などを、消費者契約にのみ適用されるものとしてではなく、一般的な取引ルールとして民法典の中に規定する）などに整理できます。

以上にかかわる基本的な論点としては、第一に、民法典が前提とする「人」をどうとらえるかという「民法と人間」という論点があります。すなわち、民法典が前提とする人間は「経済的合理人」であるのに対して、消費者法は、事業者と消費者の情報格差や交渉力の格差に着目し、「生身の人間」を前提とするので、消費者法を民法典に編入しないし一般化することには限界があると考えるか、むしろ民法典が「経済的合理人」を前提としているという観方が誤っているのであって、だまされて結んだ契約は取り消せるなどの詐欺の規定など、民法典はもともと「生身の人間」に着目したルールを定めており、その意味では、民法はもともと消費者法なのであり、それを現代社会にあわせて規定化していくために、民法典の中に消費者法のルールを一般化しないし編入することは妥当であると考えかななどの対立点があります。

第二に、民法典の中に消費者法を統合しないし編入することによって、消費者法の発展が阻害されないかという論点があります。つまり、消費者法を現在のように特別法として民法典の外に置いておく方が、事態にあわせて改正しやすい、また、政令、省令などで細かな解釈指針や政策的観点を入れられる、行政

法や刑事法などともリンクできるなどの利点があり、これを民法典に編入・統合すると、迅速な改正が困難、解釈の幅が大きくなる、行政法的・刑事的な規制と分断されてしまうなどの弊害が生じるのではないかという考え方がある一方で、むしろ透明性・わかりやすさを高めるためには、個別の特別法として消費者法を散在させるのではなく、民法典に統合すべきだ、あるいは、消費者法典としてまとめるべきだなどの考え方があります。

以上のような基本的論点をふまえつつ、今回のシンポジウムでは、昨年9月に発足した消費者委員会の委員長に就任した松本恒雄消費者法学会理事長をトップバッターに、後藤巻則（早稲田大学）、中田邦博（龍谷大学）、村本武志（姫路獨協大学・弁護士）、河上正二（東京大学）といった日本の消費者法学・実務を代表する論客の各会員が報告をし、それに対して、民法（債権法改正）委員会の事務局長をつとめた内田貴法務省民事局参与（元東京大学）と民法改正研究会代表の加藤雅信教授（上智大）にコメントをいただき、質疑をするという、非常に内容豊かで、タイムリーな大会となりました（各氏の事前報告レジュメは、『現代消費者法』4号に収録、質疑の記録は、学会誌『消費者法』2号に掲載予定）。

今回の大会の設営・運営は、消費者法学会会員である谷本圭子先生（シンポの司会も担

当）とゼミ生、学会理事であり私の法学部のゼミの一期生でもある京都司法書士会川戸周平さん（法学研究科で非常勤も担当）、法科大学院修了生などに手伝っていただきました。また、副総長の上田寛先生にはご多忙のところ、当日の昼の学会総会の冒頭で開催校挨拶をしていただき、その際、会員になりたての吉村良一先生にもご案内を引き受けていただきました。そして、今回の消費者法学会の運営に多大な貢献をいただいたのが、非会員の山田希先生です。学会開始20分前まで、舞台照明はつかず、マイクの音も入らないまま、マニュアルのどこを見ても、係の人に来てもらってもどうにもならない緊急事態に立ち至っていたのですが、自らボランティアをかってでて朝9時前から設営に協力していただいた山田希先生には、調整室の数十並ぶスイッチの中から「これは何でしょう」というそのひとことで実には的確にこの危機を乗り越えさせていただきました。そのうえ、一日中調整室にこもって、録音とマイクの調整も担当していただきました。なお大学からは学会開催についての補助金をいただき、創立2年目の財政基盤ぜい弱な消費者法学会にとって、大変助かりました。以上ご協力いただきました関係者・関係機関の皆さまに、消費者法学会になり代わりましてこの場で厚く御礼申し上げます。

（まつもと かつみ・民法）

吉村 良一 YOSHIMURA Ryoichi

司法制度改革の一環としての法科大学院の発足は、わが国の法学教育と法学研究のあり方に大きな変化をもたらすであろうことが予測されていたが、その後の経過はこの予測が当たっていたことを示しており、日本の法学教育と法学研究にとって看過できない重大な問題が生じつつある。民主主義科学者協会法律部会（以下、民科）では、このような中、これまでの司法制度改革に関する研究成果を踏まえつつ、法学教育と法学研究のあり方について検討するための特別委員会を設置し、当面、法科大学院設置後の各大学の研究者養成機能の「崩壊」ともいえる状況の中で、緊急性が高い研究者養成の問題について検討することとなった。今回のコロキウムは、現在の制度下における研究者養成の実態や問題点を明らかにし、今後の検討課題を明確にすることを目的として行われた。報告は以下の8本である。

報告1「趣旨説明および課題提示」 吉村良一（立命館大学）

報告2「法学における若手研究者養成について－何が問題か」 広渡清吾（専修大学）

報告3「憲法からの実情報告」 浦田一郎（明治大学）

報告4「国際法学会『国際関係法教育検討委員会』における討論状況」 松井芳郎（立命館大学）

報告5「基礎法学の状況」 三成賢次（大阪大学）

報告6「早稲田大学における大学院改革」 棚沢能生（早稲田大学）

報告7「九州大学大学院法学府の状況について」

て」 豊崎七絵（九州大学）

報告8「京都大学における研究者養成の現状と課題」 松岡久和（京都大学）

筆者は、この委員会の責任者として、序論報告（報告1）を行ったが、その概要は、以下の通りである。

司法制度改革審議会答申は、「法科大学院の教員は、将来的には、少なくとも実定法科目の担当者については、法曹資格を持つことが期待される」としたが、これにある意味で過剰に反応した多くの大学では、法科大学院修了後に研究者を目指すというルートで研究者（特に実定法研究者）養成のメインルートとする制度改革を行ったが、このルートがうまく機能していない。このような危機的状況をもたらした大きな要因は、法学部や既存の大学院との制度的関係を十分に整理することなく設立された現在の法科大学院制度にある。この要因に対する処方箋は、法学部教育のあり方もあわせて、法学分野の教育・研究（法学部・法学研究者養成大学院・法科大学院）の全体像を見通した方向性を議論し、制度的な再検討を行うことであろう。しかし、同時に、研究者を志望する学生・院生が少なくなったことの大きな要因として、今日の法学研究の内容や、それを担っているわれわれ既存の研究者の研究のあり方もあるのではないかと。簡単に言えば、研究の魅力を若い人に示し得ていないのではないかとということである。

今後、以下のような点が検討されるべきである。

①「理論と実務を架橋する」法科大学院における研究者教員の役割、②研究のあり方が変

わってきている中で、研究者にとって必要な能力は何であり、それはどのようにして養成すべきか、③研究者養成と法曹養成の関係、④研究者を希望する者のための経済的援助制度の創設・拡充・活用、法科大学院における研究者教員の研究保障の仕組み作り等、⑤法科大学院・法学部・研究者養成大学院の制度的位置づけと関連性

総論にあたる第2報告で広渡清吾会員は、大要、以下のような問題提起を行った。

ロースクール設置後の研究者養成の危機的な現状は、予想された事態である。第一に、法学研究者は法学部教育（非法学部における法学教育を含む）・研究者養成・法曹養成を担っているが、その構成要素への人的リソースの配分が不均衡であり、その結果、人的リソースの再生産に不具合が生じ、全体システムの再生産構造が解体の危機にある。第二に、この偏りは法学研究のあり方に大きな影響を及ぼし、学術としての法学から社会技術としての法学への変容という、社会における法学の存在意義の変容を引き起こす可能性がある。問題を考える場合、若手研究者養成の一般的な問題状況の中で考えるという視点と、専門職大学院制度導入による専門職養成と研究者養成の二元化について考えるという視点が必要である。前者について言えば、先進国比較において日本の大学院生のプレゼンスは脆弱であること、後者について言えば、専門職大学院としての法科大学院には、教員養成の自前のシステムがないこと、学部教育との切断が原則とされた結果、法学教育の全体シ

ステムの中に的確に位置づけられていないことという制度上の矛盾がある。現状を変えるためには、法学部教育が基本であることを確認し、そこに必要なリソースを投ずること、研究者養成大学院の充実強化、法科大学院の全体設計のあり方の改善（法科大学院における教育研究環境の改善、合格者数問題・定員問題、配置問題）が必要である。

（報告3～8の個別報告は、各法分野の現状に関する報告3～5と、各大学の現状に関する報告6～8に分かれるが、紙数の関係で内容紹介は省略する。）

以上の報告を受けて、フロアとの質疑・討論が行われた。そこで出された主な意見は、「理論と実務を架橋する」とされる法科大学院において研究者教員はいかなる役割を果たすべきか、その資格として何が求められるのか、法科大学院を経て研究者になる道が考えられたが法科大学院修了者を研究者に育てる上では大きな困難があること、法学研究科が独自の研究者養成システムを持って博士学位を取得させることは重要だが法科大学院への人的リソースの集中の中でそのための人的リソースをどう確保するのかといった点であり、同時に、全体的システムの基礎ないし要としての法学部教育の重要性が共通の認識になった。コロキウムの各報告と討論では、狭義の研究者養成問題にとどまらず、学部教育の重要性、法科大学院制度の問題点、研究のあり方など、多様な側面からの問題提起がなされた。今後、これらの課題は、前述の特別委員会で検討されることになる。

（よしむら りょういち・民法）

司法制度改革と刑事法

—2009年度民科法律部会学術総会共同研究シンポジウム

「司法制度改革と実定法学」報告—

松宮 孝明 MATSUMIYA Takaaki

昨年11月21日と22日に神戸学院大学ポートピアキャンパスにおいて開催された2009年度民科法律部会学術総会共同研究のシンポジウム「司法制度改革と実定法学」において、筆者は「司法制度改革と刑事法」と題した以下のような報告を行った。

1. 「裁判員裁判」がスタートした現時点での刑事法学の課題

司法制度改革の象徴的な存在としてスタートした「裁判員裁判」の量刑を中心としたこれまでの裁判例では、いわゆる重罰化がいつそう進行するという傾向が見られるといった懸念もある。そこで、本報告では、「裁判員裁判」が進められている現時点で、刑事法学が果たすべき役割について、「自由主義的戦略」と「民主主義的戦略」ないし「共和主義（または国民主義）的戦略」の相克という視点から論じてみる。

2. 「裁判員裁判」実施前から続く近年の刑事司法の動向

ここでは、第1に、「重罰化」傾向が挙げられる。これは、とりわけ1998年ごろから、裁判所の量刑相場の上昇という形で、飲酒運転などの道路交通法違反や交通事故から、窃盗・強盗といった財産犯、さらには強姦等の性犯罪、殺人・強盗殺人などの凶悪犯罪に至るまで、あらゆる分野の犯罪に見られる傾向である。

これを、マス・メディアのセンセーショナルリズムに基づく刑罰ポピュリズムとして説明してみたり、一部のカリスマ的犯罪被害者運動に、もともと重罰化志向を持っていた司法官僚が便乗したといった説明もなされたりし

ている。さらには、その背後に、「新自由主義政策」に基づく格差社会の進行が、人々から犯罪に対する寛容さを奪っているという指摘もある。

刑罰ポピュリズムとの関係で、「和歌山カレー事件」死刑問題に象徴されるように、裁判所には、（ひょっとすると不十分な）状況証拠での有罪判決を追求する傾向が出てきている。これは、「裁判員裁判」でも「疑わしいときは被告人の利益に」という説示を裁判長が裁判員に対して十分に行わないといった形でも現れている。

3. 「裁判員裁判」実施前後の刑事法学の動向

とりわけ法制審議会刑事法関係部会委員その他の諮問機関の委員の任命が一本釣り、検察・法務省の旧来の態度に迎合的な委員が選ばれる傾向が続いている。学問的権威によらない人事の横行は、一部では、試験問題の漏えいや学生との性的スキャンダルのような行動モラルの低下をも引き起こしているように思われる。

加えて、刑事訴訟法に限らず、刑事法分野では、とりわけ最高裁判例の研究に関して、最高裁および担当調査官の解説を要約するだけの「判例研究」が横行している。他方で、本格的な基礎研究が少なくなっている。

しかし、この間に、刑事訴訟法の大幅な改正と規約人権委員会への個人通報制度の導入に成功した韓国には、人権水準において大幅に水をあげられている。また、比較法の研究水準では、中国もまた着々と実績を挙げつつある。それは、日本が人権と研究の水準において極東アジアの中で取り残される可能性が

あることを示唆するものである。

4. 刑事法学における戦略

このような背景のものとでスタートした「裁判員裁判」の抱える矛盾は、裁判員の守秘義務の過酷さに見られるように、量刑問題に限られない。厚い守秘義務の壁のために裁判員裁判の検証が広く議論できず、そのため、国民が真に裁判の主体となることが妨げられているという側面がある。「政権交代」を契機として、このような矛盾を生産的な方向で解決することが急務である。

たしかに、「参加ということですぐに民主主義的だと考えるのは間違い」である。むしろ、「民主主義戦略」を逆手に取って「国民の処罰要求」を梃子に「重罰化」が進む側面もある。しかし、「市民」「国民」（「人々」という程度の意味、国籍は問わない）を離れて戦略を語ることは難しい。重要なのは、「インフォームド・コンセント」に基づく「市民」の冷静な（または理性的な）判断である。その点で、専門家による啓蒙活動とメディア戦略が重要である。

「自由主義的戦略」とは、権力装置としての行政国家と、国民の権利とを対抗関係におき、国家から個人を守るための法理論構築を

進める立場とされる。しかし、大事なことは、「自由主義」もまた、国家ないし共同体を支える責務を負った「市民」を前提とするということである。その意味で、「自由主義」は、もともと、「共和主義」との親近性をもったものである。

その「共和主義的戦略」について言えば、「司法改革によって統治主体意識をもたせようとするのは間違い」である。しかし、それとは別に、「市民」としての生活感覚のある人物が統治主体意識をもったほうが、奇妙な判決を出さずに済む可能性はある。もっとも、その前提には、「疑わしくても誰かを『犯人』に仕立てておいてことを収める」という統治者ではなく、「自分もこの被告人の立場になるかもしれない」という互換性意識をもった統治主体であることが求められる。

結局、法戦略としては、国家から自由な領域をもち（「自由主義」）統治主体意識をもつ（「共和主義」）多数の「市民」が、互換的立場から自分たちを共同で統治する（「民主主義」）モデルにならざるを得ないのではないかと思われる。

（まつみや たかあき・刑法）

学会報告

Presentation

わが国の死因究明制度の概観と問題点

——2009年度日本医事法学会シンポジウム

「包括的な死因究明制度を目ざして」報告——

松宮 孝明 MATSUMIYA Takaaki

2009年度の日本医事法学会シンポジウム「包括的な死因究明制度を目ざして」において、筆者は「わが国の死因究明制度の概観と問題点」と題して、概要、以下のような報告を行った。

1. 検死制度の意義 人が死亡しその原因が不明な場合、その死因を究明することには、

犯罪捜査や損害賠償・相続などの刑事法・民事法に関わる権利・義務関係の確定のほか、感染症の予防や労働環境の改善といった公衆の健康と安全（＝公衆衛生）の確保ないし増進に関わる公法的な意義も認められる。検死制度（＝死因究明制度）には、その社会のこれらの利益を増進するという意義がある。し

かし、現在のわが国では、欧米先進諸国と比較して、異状死体の届出率もその異状死体の解剖率も極めて低いことに象徴されるように、その検死制度には不十分な点が多いと言われる。

2. 死亡診断書ないし死体検案書 検死制度の出発点となるのは、人の死を最初に判定する医師の作成する「死亡診断書」ないし「死体検案書」である（医師法施行規則 20 条）。死亡診断書は、その人の死亡に立ち会った（または診療中の患者が診療中の病気で受診後 24 時間以内に死亡した場合に）医師が作成する。これに対して死体検案書は、死亡後に死体に直面してこれを検案した場合に書く書面である。もっとも、死体検案書の場合でも、医師が異状と思わなければ警察への届出義務はないので、死体検案書の発行される場合のすべてが異状死というわけではない。

これら 2 種類の書面の書式は同じであり、いずれにも、「死亡の原因」（＝死因）と「死因の種類」を書かなければならない。死因には、直接死因からその原因、さらにその原因というように、因果関係を遡る形での記載が予定されている。死亡の種類は、大きく自然死、災害死（交通事故、転落・転倒、中毒…）、他殺、自殺、不詳の外因死、不詳の死に分けられている。この欄には、検案時点での医師の判断を記載すべきなので、確実に死因の種類を特定できない場合には、「不詳の外因」や（外因か内因かも不明な場合には）「不詳の死」を選択しておけばよいとされている。

3. 異状死体取扱制度の概要 「異状死」という言葉は、それを認めた医師に警察署への届出義務を課している医師法 21 条に由来する。周知のように、その届出義務の範囲には、とりわけ医療関連死を巡って争いが生じ、これのみを対象とする特別の制度も提案されているが、ともかく、この異状死体届出が、わが国の異状死体取扱制度の出発点である。この異状死体の届出件数は徐々に増加しており、2008 年には 16 万体制に達している。異状死体は、①明らかな犯罪死体、②明らかな非犯罪死体、③変死体（ないし変死の疑いの

ある死体）に 3 分されるが、これは主として警察官が行っており、医師の立会（事実上はともかく）制度上は担保されていない。また、立ち会う医師は、必ずしも法医・病理の専門家に限られない。とりわけ、異状死体が一旦非犯罪死体に分類されると、これ以上の詳しい外表検査はなされず、まして解剖は行われない。

4. 司法解剖とその他の解剖 解剖は、刑事訴訟上の「検証」や「鑑定処分」の一環として行われる「司法解剖」と、死体解剖保存法 8 条を根拠とし監察医が行う「行政解剖」、監察医制度のない地域で地方公共団体が経費を負担し遺族の承諾を得て法医専門家が行う「準行政解剖」に分けられる。また、これと別に、遺族の承諾を得て、医療機関内で病理研究の目的で行われる「病理解剖」がある。いずれにも、その経費負担、人材の確保において困難があるが、司法解剖については、2006 年に警察庁が経費を大学に支払うという制度改善がなされた。

5. 総合的な検死制度（死因究明制度）の展望 わが国の検死制度において改善を要すると考えられるのは、その経費負担や人材の確保のほか、公衆衛生や民事上の権利・義務の確定にも配慮し、犯罪捜査に偏らない総合的・一元的な死因究明機関の確立にある。その機関には、医学的専門性と司法的強制・判定権限の付与が必要と思われる。この点で、民主党や自民・公明両党、および研究者の中から現在提案されているいくつかの死因究明制度は、相互に排斥し合うものではない。これら諸提案の長所を総合した制度設計も考えられてよいし、運用面に期待すべき部分も大きい。また、これと併せて、専門家の人材養成の系統的な制度整備や、死因究明制度全体の財政的な裏付けも総合した評価が必要である。その際、死因究明目的の拡大や中立性、初期スクリーニング段階からの専門家の関与、死因究明機関への法的権限の付与などが、検討の指針とされるべきであろう。

（まつみや たかあき・刑法）

学会報告

Presentation

学会報告に寄せて

二宮 周平 *NINOMIYA Shuhei*

2009年12月5日(土)、神奈川大学で開催されたジェンダー法学会第1日目のシンポジウム「家族法改正～ジェンダーの視点から」において、「婚外子の平等化とジェンダー」を報告した。このシンポジウムの企画責任者でもあった。

家族法改正に関しては、1996年2月に法制審議会が婚姻・離婚制度につき「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したが、その後政府案として国会に上程されることなく今日に至っている。しかし、民法債権法の改正作業が進捗する中、次の課題として家族法改正が取り上げられる可能性があると思われるところ、2009年9月の政権交代により、選択的夫婦別氏制度の導入が再び、脚光を浴び始めている。

他方、現行民法の婚姻規定(婚姻最低年齢、再婚禁止期間、夫婦の氏)や婚外子差別(相続分、戸籍など)について、国際人権規約B規約、子どもの権利条約、女性差別撤廃条約に関する各国連委員会からは、条約違反として改善勧告が再三にわたり出されている。

学会レベルでは、2009年秋の学会で、2つの学会が家族法改正をシンポジウムのテーマとした。10月、日本私法学会は、婚姻・離婚、親子関係(実子・養子)、親権に関して、民法の規定のあり方を検討し、11月、日本家族<社会と法>学会は、離婚の際の親子の面会交流や養育費など子の利益を中心に、権利の実現に必要な社会的支援も含めて改革の課題を検討した。ジェンダー法学会でも、家族法改正を取り上げ、他の学会とは違った視点から検討を加え、法改正へ向けて前に進める一

助としたいと考えた。

その際の視点とは、ジェンダーの視点である。このシンポジウムでは、総論として、①吉田克己(北海道大学大学院教授)「家族法改正で問われるべきもの」は、近代国家と社会が変容し、近代家族法の中核をなす法律婚制度が相対化する中で、家族法のあり方も変わらざるをえないこと、家族法を主導する価値が多様化・自由・自己決定というプロセスの重視に転換することを論証し、当事者の自己決定の可能性に関してジェンダーが問題になること、人間の尊厳、平等、生存権など人権概念を個人レベルで捉えなおす過程でもジェンダーが問題になることを示した。

次に各論として、②立石直子(岐阜大学助教)「婚姻の自由とジェンダー」は、婚姻適齢、女性のための再婚禁止期間と、選択的夫婦別氏制度を取り上げ、1996年以降の現状と問題点を整理し、ジェンダーの視点から改革の方向を追求した。

③道あゆみ(早稲田大学法科大学院教授、弁護士)「離婚の自由とジェンダー」は、離婚の自由に関して、実務体験から、離婚を考え始めたときに、男女の社会的・経済的格差が女性の側の自己決定を抑圧する現状を指摘し、法改正を考えるにあたって直視しなければならない実情を分析した。

最後に将来への展望として、⑤岡野八代(同志社大学大学院教授)「家族の新しい可能性へ～国家からの家族の解放はどこまで可能なのか」は、人が生まれ育まれる場としての家族、国家が排除する者を包摂する場としての家族など、家族の再発見を試み、家族の営み

がもつ、非暴力的な共生の可能性を追求する。そこでは、伝統への回帰やジェンダー規範の再強化ではなく、既存の法的に規定された家族とは異なるものの、人が社会の中で生きていく上で必要な、複数の人々の集いとしての家族が検討された。

④私の報告は、人権にかかわる条約が婚外子差別を許さず、各国が婚外子の平等化を進める中で、日本でも一定の平等化が進んだが、なお残る相続分差別と父子関係の成立について、その問題性をジェンダーの視点から検討し、改革の方向を追求するものである。

婚外子の平等化は、同じ父あるいは同じ母の子であれば、同じ法的取扱いを受けることであり、家族の一人ひとりを差別してはならないことを意味している。差別は、家族の中の個人の尊重、人権の問題として捉えられるべき問題であると同時に、親のライフスタイル、とりわけ女性のライフスタイル選択の自由にかかわる問題としても認識される必要がある。

相続分差別については、現行民法の法律婚主義が、正当な婚姻の尊重という理念から、婚外子を婚姻に敵対する関係の子として位置づけ、婚内子の財産承継の優位性を正当化するという問題点があることを示し、子にとっ

ては、選択のしようのない父母の婚姻の有無で差別を受けることの不合理さと、子の平等の理念から、差別を撤廃すべきことを主張した。また父子関係の成立については、a 父子関係の成立と安定性に関して、婚外子と婚内子を差別していること、b 父母との関係でみれば、婚内子については、父のみの嫡出否認権、母子の意思を問わない父の一方的な認知を認めることから、父の意思が優越すること、つまり a b 二重の差別があり、現行民法の法律婚主義は、子の差別と父権・夫権の優位を内在させるという問題点があることを示し、①親子関係発生における父母の平等、②父子関係発生における子の平等、③父子関係の安定性と自己のアイデンティティという子の利益の確保の3つの改革の必要性を主張した。

各報告に対して、フロアから多くの質問が出され、熱気にあふれたシンポジウムとなった。私への質問は、相続分差別がなぜなくなるのかという社会的背景や父子関係の成立にかかわることが多かった。報告を再整理したものと質疑の概要が、ジェンダー法学会の学会誌『ジェンダーと法 7号』（日本加除出版、2010年7月刊行予定）に掲載されるので、関心のある方はぜひご参照下さい。

（にのみや しゅうへい・民法）

Report

報告

本学名誉法学博士 ペーター・ハナウ教授（ケルン大学元学長） 日本国政府より旭日重光章を受勲

 出口 雅久 *DEGUCHI Masahisa*

日本国政府は、昨年11月3日に秋の叙勲受章者を公式に発表し、日独関係の文化・学術交流の推進への多大な貢献という功績を称えて、本学名誉法学博士ケルン大学法学部ペーター・ハナウ教授（ケルン大学元学長）に対して旭日重光章が授与されることになった。ちなみに、旭日重光章はドイツ語では、“Orden der Aufgehenden Sonne mit Stern, goldene und silberne Strahlen”と翻訳されている（Pressemitteilung Nr.14/2009 Japanisches Generalkonsulat Düsseldorf in BRD）。すでに本学を代表として川口清史総長・上田寛副総長からはお祝いのお手紙をお送り申し上げたところである。

叙勲式は、諸般の事情により、12月8日（火）に在デュッセルドルフ日本国総領事館において執り行われ、日本国政府を代表して丸尾眞総領事よりペーター・ハナウ教授に旭日重光章と勲記が手渡された。日本国総領事館における叙勲式には、ペーター・ハナウ教授と共に日独法学交流および本学との学術交流に積極的に推進されて来られた、ケルン大学前法学部長ハンス・プリュッティング教授（同大学手続法研究所所長・弁護士法研究所所長および放送法研究所所長を兼任）ならびにハーゲン通信大学法学部ハンス・ペーター・マルチュケ教授などがご臨席された。ちなみに、本稿に掲載したお写真はマルチュケ教授からお送りいただいたものである。

ペーター・ハナウ教授は、30年以上の間にわたって法律学の分野において日独学術交流を推進されて来られたドイツ法学界を代表する重鎮の一人である。ペーター・ハナウ教



授は、とりわけ、労働法、社会法、外国人労働者の専門家として、両国において日独法学に関する数多くの講演会やシンポジウムを通して、またドイツにおける日本法ならびに日本におけるドイツ法を紹介する「日本法シリーズ」の編者としても、高齢化社会や外国人労働者問題のテーマに関する諸問題のさまざまな解決策を提案されてきた。ペーター・ハナウ教授は、ケルン大学手続法研究所前所長ゴットフリード・バウムゲルテル教授ならびにその後任であるハンス・プリュッティング教授（前ケルン大学法学部長）とともに、いわゆる「日本法センター」「Japan Zimmer」をケルン大学法学部内に設置し、日本法に関する膨大な書籍・雑誌・資料を収集し、日本人法学者の留学先として極めて快適な研究環境の整備に努められてきた。本学法学部からも、筆者をはじめ、大河純夫元法学部長、中島茂樹教授、山本忠教授など数多くの教員が長期・短期の留学の際に公私ともに大変お世話になっている。とりわけ、日本からの労働法に関する立法作業の準備のためのドイツへ

の訪問団を温かく歓迎し、日本の労働法に対して大きな影響を与えてきた。1986年から1989年までの三年間のケルン大学学長時代には、本学との学術交流協定を締結し、学生交換、教員交流が積極的に展開された。これからの本学との学術交流の積極的な推進に対して、1990年10月31日に本学からはペーター・ハナウ教授に対して名誉法学博士号を贈呈している。ちなみに、筆者はすでに慶応義塾大学大学院在籍時代（1986から1988年）に指導教授である石川明教授より、ケルン大学法学部ペーター・ハナウ教授はドイツ法学界の大家であることをお聞きしていたが、偶然にも、その後1991年4月に立命館大学に助教授として赴任することになったのである。

さて、その後も継続して、ハナウ教授は、1993年にはボルフガング・リュフナー教授やイエーツ・ペーター・マインケ教授（元ケルン大学学長）と協力して、本学法学部と「高齢化社会と法」に関する国際共同研究を開催するとともに、夏期集中講義においては、現在わが国においても問題となっている「外国人労働者」に関する講義をご担当いただいた。また、1995年9月には、本学法学部が現法学部長二宮周平教授ほか、16名の大訪問団を結成し、ケルン市役所における「環境問題と法」に関する吉村良一教授の公開講演会をはじめ、ケルン大学およびケルン・日本文化会館

における「高齢化社会と法」に関する国際共同シンポジウムを開催した際にも、ペーター・ハナウ教授は、当時から若手ながら頭角を現していたハンス・プリュティンク教授とご一緒に本学法学部のスタッフを献身的にお世話いただき、本学との国際学術交流の中心的な人物としてご活躍いただいた。また、プライベートでも、本学スタッフ16名全員をケルン市郊外のベルギッシュ・グラッドバッハのご自宅にご招待いただき、奥さまの手料理で歓待していただいたことを記憶している。その後も、筆者は、ケルン大学を訪問するたびごとに、ハナウ教授ご夫妻のご自宅を訪問し、日独学術交流についてお話しする機会を得られたことは、筆者の国際交流の中でも最も有益なアドバイスとなっている。自らも麻酔医として病院で勤務医をしながらも、良きパートナーとしてペーター・ハナウ教授を支えてこられたエヴァ・ハナウ夫人に対しても、この場を借りて、心よりお喜びを申し上げるとともに、ハナウ教授ご夫妻のこれまでの本学に対するご厚情に対して感謝申し上げる次第である。今回のペーター・ハナウ教授への日本国政府からの旭日重光章の叙勲を契機に、しばらく消えかかっていた日独法学交流の灯火が再び大きな炎となって燃え盛ることを祈念しつつ、本稿を終えることとする。

（でぐち まさひさ・民事訴訟法）



Grad. Dean

法学研究科長挨拶

法学研究科の新しい展開

平野 仁彦 HIRANO Hitohiko

昨年4月より大学院法学研究科の研究科長を務めさせていただいています。

研究科長の職それ自体は、法学部の場合、常任理事である法学部長の職務から便宜上分離された特別職であり、それほど重いものではありません。しかし年度当初より、法学研究科がたいへん厳しい状況にあること、立て直しを図らないことにはこの先の存続さえ危ぶまれることになりかねないと聞かされていました。

そのため、5月段階から教務委員会および企画委員会において教学改革に関わるさまざまな検討を重ねてもらい、今次「法学研究科の新しい展開について」と題する文書に一応のまとめがなされるに至りました。基本方針は研究科委員会でも承認されましたので、ここにその概要を報告し、挨拶に代えさせていただく次第です。

法学研究科は厳しい状況にあります。知識基盤社会の発展が展望され、高等教育の大学院重点化が一般的な政策課題になっている現況にありながら、本学の法学研究科への入学者は年々減少し、第三者評価で「著しい欠員」と指摘されるほど少ない状態になっています。

もと法学・政治学の研究者を育てるために設立された大学院であり、毎年少数ながら丁寧な指導によって優秀な研究者を輩出してきた法学研究科ですが、高度専門職の養成を企図して1994年に加えられた前期課程のみの専修コースは、2004年に法務研究科、07年に公務研究科が設立されるという経緯の中

で、入学者の顕著な減少をみえています。

また、法曹養成を主として法科大学院が担う時代になって、法学系の研究者養成にも大きな影響が現れました。法科大学院でも教えることができる研究者を育てるという観点から、法科大学院修了者を博士後期課程に迎えるルートが開かれましたが、仲々進学者が得られません。むしろ法科大学院を経由するという方針自体がたいへん困難な条件を孕んでいることが明らかになってきています。そしてこの点については、他の主要大学でも基本的に同様の状況です。

法学研究科前期課程入学者数の推移

年度	入学者数	
1995	32	入学定員50名
1998	85	
2000	99	入学定員130名へ改定
2003	113	
2004	96	R法科大学院設立
2005	87	
2006	73	
2007	55	R公務研究科設立 入学定員100名へ改定
2008	47	R法学部定員減
2009	32	

諸会議では、もはや現状を放置することは望ましくないとして、学則上の入学定員を現状の実質に見合った適正規模に改定するとともに、現今の時代状況の中で法学研究科の果たすべき使命を改めて考え直し、新しい展開を図っていくことが重要であるという認識で

ほぼ意見の一致を見ました。

新しい展開は、まだ方針の域を出ませんが、次のようなことが検討課題に上がっています。(1)研究者養成のあり方を見直すこと、(2)大学院前期課程まで含めた学部段階からの発展教育の仕組みをつくること、(3)司法書士、税理士、家裁調査官など、高度専門職の育成にひき続き力を入れること、(4) G30 採択に伴う留学生の受け入れを法学研究科でも促進すること、(5) 学究意欲に富む社会人の受け入れを図ること、(6) 弁護士、司法書士など資格を有する専門職社会人に研究と学位取得の機会を提供すること。

このうち、高度専門職養成の課題に関しては、東京展開についてすでに具体的検討が始められています。法学研究科の科目等履修の枠組みで実施されてきている「金融と法」東京講座を法学研究科正規生の受入れに繋げるということ。この講座は、東京の企業で活躍する有為な実務担当者を集め、金融法務と法理論および金融技術論とを架橋するユニークな試みであり、大垣教授の指導の下すでに7年間、200人を越える講座修了生を出しています。ビジネス界における学位取得への潜在的ニーズも少なくないところから、その意義と可能性には期待がもたれています。

また、研究科本来の研究者養成に関わる課題についても、まずは指導体制の立て直しからということで検討を始めています。研究者になることを躊躇させる要因にはさまざまなものが考えられますが、博士課程進学者の減少は、指導体制が明確でないことにも起因しています。本学の場合、この間の大学院展開の中で、法学部教員が法務研究科あるいは公務研究科に移籍または分属し、法学政治学分野の教授・准教授が研究科レベルで分散してきているのです。改善策の1つは、したがって、法学政治学関係の諸研究科の連携によって、研究者養成に関わる博士後期課程指導体制の対外的明確化を図るということです。

改革の検討はまだ第一段階であり、具体化に向け越えて行かなければならないハードルは種々ありますが、法学研究科のこのような改革によって、専門的力量を高め、社会の発展に尽くすことをめざす学生が1人でも多く大学院に集まり、法学研究科教学への取り組みが活発になされるようになることを期待したいと思います。

(ひらの ひとひこ・法哲学)

Media
Coverage I

学会・研究活動報告

2009年1～12月

浅田茂和教授

著書：(共著)『レヴィジョン刑法3構成要件・違法性・責任(中山研一・浅田茂・松宮孝明)』(成文堂、6月)

論文：(共著)「難解な法律概念、責任能力」刑法通信112号『裁判員裁判』の弁護人のために』21-37頁(日本弁護士連合会刑事法制委員会、12月)
判例評釈：「責任能力と精神鑑定」判例評論610号23-28頁(判例時報社、12月)

学会報告：「実体刑法の現状と課題：ハッセマー報告へのコメント」日本刑法学会第87回大会、日本刑法学会、明治大学(6月)

シンポジウム報告：「Die Rolle der Rechtsprechung und der Gesetzgebung im Strafrecht」Deutsch-Japanisches Symposium、大阪市立大学法学部・フライブルク大学法学部、ドイツ・フライブルク大学(1月)

「Funktion der Strafe und Massregel-behandlung」Deutsch-Japanisches Symposium、龍谷大学・アウグスブルク大学、ドイツ・アウグスブルク大学(9月)
 「量刑事実としての行為前の事情と行為後の事情」日独シンポジウム、刑事制裁・量刑研究会、立命館大学朱雀キャンパス(9月)

安達光治准教授

論文：「因果主義の限界と客観的帰属論の意義」刑法雑誌48巻2号221-238頁(有斐閣、2月)
 「構成要件論の意義—序論的考察」法律時報81巻6号12-18頁(日本評論社、6月)

判例評釈：「犯行途中での計画遂行の放棄と実行の着手時期・中止未遂」法学教室342号付録・判例セレクト2008 31頁(有斐閣、3月)

「県立大学教授兼同大学付属病院診療科部長が医局に属する医師を他の病院へ派遣する行為と賄賂罪における職務関連性」法学セミナー増刊・速報判例解説4号141-144頁(日本評論社、4月)

その他：(共著)「特集＝新司法試験問題の検討2009 刑事系科目試験問題」法学セミナー656号(日本評論社、7月)

井垣敏生教授

論文：「信託による預け資産の倒産隔離-大阪高裁平成20年9月24日判決」北浜ローレビュー3639頁(北浜法律事務所、3月)

座談会：(共著)「新民事訴訟法の10年-その原点を振り返って」判例タイムズ1286号5-36頁(判例タイムズ社、3月)

講演：「民事訴訟の現状と課題」JSA研究会、JSA(裁判学研究会)、関西文化サロン(大阪)(2月)

「高裁から見た民事裁判の現状」裁判官制度改革・地域司法計画推進本部研究会、日本弁護士連合会、日本弁護士連合会(東京)(3月)

「投資関係事件の審理の工夫」大阪証券問題研究会、全国証券問題研究会、大阪弁護士会(5月)

「裁判と正義-心の中の憲法」連続講演会「日本国憲法と裁判官」、法学館憲法研究所、伊藤塾大阪梅田校(6月)

「裁判所及び裁判改革の実情と課題」司法制度改革推進本部夏季合宿、大阪弁護士会(8月)

「弁護士がリードする民事控訴審のすすめ」研修講座、大阪弁護士会(11月)

生熊長幸教授

判例評釈：「賃借地と他の土地にまたがる建物についての借地権設定者による譲受け申立て」平成20年度重要判例解説(ジュリスト1376号)

83-84頁(有斐閣、4月)

「登記請求権の代位」民法判例百選Ⅱ〔第6版〕(別冊ジュリスト196号)28-29頁(有斐閣、4月)

「抵当権に基づく動産の返還請求」民法判例百選Ⅰ〔第6版〕(別冊ジュリスト195号)180-181頁(有斐閣、5月)

「抵当権者に対抗できない賃借人から使用貸借をした不動産占有者と明渡猶予期間中の引渡許可」私法判例リマークス39号18-21頁(日本評論社、7月)

「根抵当権の譲渡については、元本確定前の登記を要するとされた事例」金融判例研究19号(旬刊金融法務事情1876号)33-36頁(金融財政事情研究会、9月)

教科書：「抵当権：抵当権に基づく賃料債権への物上代位、抵当権：抵当権の効力の及ぶ範囲」Law

Practice 民法 I〔総則・物権編〕223-232 頁（商事法務、9 月）

市川正人教授

著書：『ケースメソッド憲法 第二版』（日本評論社、4 月）

（共著）『法学入門〔第 6 版〕』執筆部分非公開（有斐閣、4 月）

論文：「文面審査と適用審査・再考」立命館法学 321・322 号 21-42 頁（立命館大学法学会、3 月）

「佐藤幸治教授の司法権論」法律時報 81 巻 11 号 75-79 頁（日本評論社、10 月）

判例評釈：「国籍法三条一項が、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生し後に父から認知された子につき、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り日本国籍を認めていることと憲法一四一条一項」判例評論 599 号（判例時報 2021 号）2-7 頁（判例時報社、1 月）

「関税定率法による写真集の輸入規制と憲法 21 条」ジュリスト臨時増刊『平成 20 年度重要判例解説』18-19 頁（有斐閣、4 月）

その他：（共著）「大久保史郎教授オーラルヒストリー」立命館法学 321・322 号 608-643 頁（立命館大学法学会、3 月）

「特集 法科大学院 5 周年の課題と今後の方向性 II 入学者の選抜と受け入れ ①入学者の選抜と受け入れ—その現状と課題」ロースクール研究 13 号 8-10 頁（5 月）

（共著）「秋季研究総会シンポジウムのまとめ」『憲法問題』20 号 116-125 頁（5 月）

講演：「表現の自由保障の現状と課題 大衆的表現活動の自由を中心に」第 52 回人権擁護大会シンポジウム、日本弁護士連合会（11 月）

臼井豊教授

著書：（共著）『Law Practice 民法 I 総則・物権編』商事法務 69-74 頁（9 月）

論文：「代理行為後における代理権授与の錯誤主張の制限可能性について—ユー・ジェン、フランク（Eujen, Frank）の通説批判とシュヴァルツェ（Schwarze）の検証・反駁を中心に—」佐藤義彦教授古稀記念論集・同志社法学 60 巻 7 号 377-430 頁（同志社法学会、2 月）

宇野木洋教授

論文：「『文芸思想闘争』の実態に関わる研究の現在—李向東・王増如『丁陳反党集団冤案始末』の紹介を兼ねて—」『野草』第 84 号 82-95 頁（中国

文芸研究会、8 月）

「『啓蒙』をめぐる格闘—建国後 60 年の文学的営為をめぐる覚書—」『季刊中国』第 98 号 21-34 頁（『季刊中国』刊行委員会、9 月）

「問題としての近代から見た『毛鄧』時代—ポスト文革期の文化批評領域をめぐる予備的考察—」『新中国の 60 年—毛沢東から胡錦濤までの連続と不連続—』161-185 頁（日本現代中国学会編・創土社刊、9 月）

学会報告：「コメンテーター」瀬戸宏『文学・思想分野に関わる報告』に向けて」について（共通論題シンポジウム「『現代中国』—問われる正統性とその再構築過程—」）日本現代中国学会・関西西部会大会、日本現代中国学会、大阪市立大学（6 月）

「コメンテーター」金スノグ『建国期丁玲の評論—「抗美援朝」文学を中心に—』について、日本現代中国学会・全国学術大会、日本現代中国学会、神戸大学（10 月）

大平祐一教授

論文：近世の刑事裁判と「無罪」—刑事裁判像の再検討—（太田知行・荒川重勝・生熊長幸編『民法法学への挑戦と新たな構築』所収）1097-1137 頁（創文社、3 月）

研究報告：「近世の刑事裁判と無罪—刑事裁判像の再検討—」近世法史研究会、東京大学（3 月）

「判決がでたあと—江戸時代の「訴訟社会」像—」、「東アジア史上における中国訴訟社会の研究」研究会、京都大学（京大会館）（10 月）

「出入の終結—江戸時代の民事訴訟手続」日本近代法制史研究会、大阪大学（11 月）

書評報告：宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』近世史研究会、キャンパスプラザ京都（7 月）

北村和生教授

判例評釈：「名古屋高金沢支判平成 20 年 4 月 7 日」法学セミナー増刊・速報判例解説 Vol.4 35-38 頁（日本評論社、4 月）

「最決平成 21 年 1 月 15 日」法学セミナー増刊・速報判例解説 Vol.5 45-48 頁（日本評論社、9 月）

「東京地判平成 21 年 3 月 21 日」法学セミナー増刊・速報判例解説 Vol.5 57-60 頁（日本評論社、9 月）

学会報告：「自治体の賠償責任」日本自治学会第 9 回総会・研究会、日本自治学会、同志社大学（11 月）

その他：「行政法演習」法学教室 331 号（2008 年 4 月）以下連載中（有斐閣）

研究課題「行政の情報収集・提供義務の不作為に

対する司法的統制とその問題点」として基盤研究による科学研究費補助金受給

倉田玲准教授

論文：「グローバル化と人権」中島茂樹・中谷義和（編）『グローバル化と国家の変容』（『グローバル化の現代——現状と課題』1巻、立命館大学人文科学研究会叢書18輯）71-97頁（御茶の水書房、3月）
「自由権と選挙権（上）——オーストラリア選挙法の新局面」立命館法学321・322号221-245頁（立命館大学法学会、3月）

学会報告：「国家賠償と最高法規」関西アメリカ公法学会、近畿大学（12月）

倉田原志教授

論文：「ドイツにおける労働者の信仰の自由・覚書」立命館法学321・322号246-263頁（立命館大学法学会、3月）

学会報告：「労働法と憲法」全国憲法研究会秋季学術総会、全国憲法研究会、関西大学（10月）

小堀眞裕教授

論文：「Referendums in Britain and Japan: Turnouts, Campaigns, and systems」Ritsumeikan Law Review No.26 1-25頁（立命館大学法学会、3月）

「第二章 イギリス「政党抜き民主主義」の功罪」坪郷實編著『比較・政治参加』（ミネルヴァ書房、5月）

小松浩教授

論文：「イギリス『テロリズム』法制の現状と問題性」森英樹編『現代憲法における安全』（日本評論社、2月）

「政治が国民の思いにこたえるには何が必要か」『前衛』847号24-35頁（9月）

講演：「現代日本の選挙制度をめぐる諸問題」自由法曹団京都支部09年総会記念講演、自由法曹団京都支部京都支部、京都教育文化センター（10月）

パネリスト：「総選挙は民意を反映したか—選挙制度問題・憲法・国民のいのちとくらし—」ストップ・ザ・汚職議員の会（事務局・日本婦人有権者同盟）、9条フェスタ パネルディスカッション、大田区産業プラザ（11月）

その他：「（急浮上 衆院比例定数削減）消費税増税も簡単に」（しんぶん赤旗（日曜版）、2009年6月7日付）

「危ない比例削減 『選挙による独裁』へ」（しんぶん赤旗、2009年6月25日付）

「共同通信大型対論企画（争論）多様な民意反映の

比例制に、定数削減は間違った方向」2009年9月（各種ブロック紙、地方紙掲載）

「どこが問題小沢流『国会改革』」（しんぶん赤旗、2009年11月7日付）

駒林良則教授

論文：（共著）「議会基本条例の可能性」三重県議会編『三重県議会—その改革の軌跡』84-135頁（公人の友社、4月）

翻訳：赤坂正浩ほか編訳『シュテルン ドイツ憲法Ⅰ総論・統治編』第1章§12 地方自治、35-51頁（信山社9月）

講演：「地方議会改革の動向と方向性」分権時代の地方議会を考えるつどい、兵庫県町議会議長会、兵庫県福崎町（8月）

研究助成：2009年度研究推進プログラム（若手・スタートアップ）「今後の地方議会改革の方向性と実務上の問題」

小山泰史教授

著書：『流動財産担保論』（成文堂、11月）

判例評釈：「賃料自動改訂特約のある建物賃貸借契約の賃借人からの賃料増減額請求の当否等を判断するにあたり、上記特約による改定前に当事者が現実に合意した直近の賃料を基にすることなく、上記特約によって増額された賃料を基にして、増額された日から当該請求の日までに限定して経済事情の変動等を考慮した原審の判断に違法があるとされた事例」判例評論609号（判例時報2024号）2-6頁（判例時報2024号164-168頁）（判例時報社、3月）

「譲渡担保の認定」中田裕康他編『民法判例百選Ⅰ〔第6版〕』192-193頁（有斐閣、4月）

「賃借建物の通常の使用に伴い生ずる損耗について賃借人が原状回復義務を負う旨の特約が成立していないとされた事例」立命館法学325号46-61頁（立命館大学法学会、11月）

教材：「集合物譲渡担保」千葉恵美子他編『LAW PRACTICE 民法Ⅰ総則・物権編』46-62頁（10月）

その他：日本証券奨学財団研究調査助成金『矯正的正義』実現の手段としての不当利得法——近時の英米不当利得法の動向の検討』2009年10月-2011年3月 助成金額 650,000円

信託協会研究 平成21年度信託研究奨励金「英米法における『制定法上のみなし信託』（statutory deemed trust）に関する包括的検討」2010年1月-2011年12月

斎藤浩教授

論文：「行政訴訟における確認訴訟論」日本弁護士連合会行政訴訟センター編『実例解説行政関係事件訴訟』所収119-133頁（青林書院、2月）

「公法系科目短答式試験の解説（全体講評、問題解説）」別冊法学セミナー no.198 143、151-153、156-157頁（日本評論社、9月）

「行政事件訴訟法改正の到達点と課題」『自由と正義』2009年8月号9-15頁（日本弁護士連合会、8月）

「行政法思考で試験問題を解く 2006年新司法試験問題」法学セミナー 2009年9月号17-24頁（日本評論社、8月）

「この夏見えた国民の力—裁判員裁判の出発に思う」産経新聞夕刊 2009年9月16日第二文化面（産経新聞社、9月）

対談：（共著）斎藤浩、小山剛、宍戸常寿・角松生史「新司法試験問題の検討 2009 公法系科目試験問題」法学セミナー 2009年8月号36-51頁（日本評論社、7月）

報告：「行政事件訴訟法5年後見直しに向けた論点整理案」第9回行政法研究フォーラム、行政法研究フォーラム東京、専修大学（8月）

佐上善和教授

論文：「家事審判手続における手続保障」法律時報 81巻3号34-39頁（日本評論社、3月）

「証拠収集方法の拡充」ジュリスト増刊『民事訴訟法の争点』178-179頁（有斐閣、3月）

「ドイツの世話事件の審理手続」実践成年後見 31号110-118頁（民事法研究会、10月）

佐藤渉准教授

研究ノート：“A Note on Translating Contemporary Australian Short Stories”『南半球評論』24号48-52頁（オーストラリア・ニュージーランド文学会、1月）

報告：「クリストス・ツイオルカスのサバービア：日本との連続性」クリストス・ツイオルカス講演会豪日交流基金 オーストラリア学会、同志社大学寒梅館（12月）

Lachlan JACKSON 准教授

論文：「Language, Power and Identity in Bilingual Childrearing」Crossroads: An Interdisciplinary Journal for the Study of History, Philosophy, Religion, and Classics Vol. 3, Issue 2. (Special Issue: 2008 Rhizomes Conference) 58-71頁（University of Queensland, 5月）

Book Review: 「The Blackwell Guide to Research

Methods in Bilingualism and Multilingualism」The Japan Journal of Multilingualism and Multiculturalism. Vol. 1, Issue 2 80-81頁（Japan Association of Language Teaching Bilingualism SIG, 11月）

Review of JALT Presentations: 「Japanese-English Bilingual Children's Perspectives」by Masae Takeuchi」Bilingual Japan Vol. 18, No. 3 7-8頁（Japan Association of Language Teaching Bilingualism SIG, 12月）

講演：「Blurred Boundaries: Language and Culture in Intermarriage」Prof. Kumi Kato, Faculty of Tourism, 和歌山大学（11月）

須藤陽子教授

論文：「比例原則と違憲審査基準—比例原則の機能と限界—」立命館法学 321・322号264-278頁（立命館大学法学会、3月）

徐勝教授

著書：（共著）『韓米 FTA と韓国経済の危機—新自由主義経済下の日本への教訓—』235-238頁（晃陽書房、2月）

（共著）『朝鮮半島の和解・協力10年—金大中・盧武鉉政権の対北朝鮮政策の評価』i-v頁（御茶ノ水書房、11月）

論文：「戦後日本の過去清算と靖国—「祭られたくない自由」と「祭る自由」をめぐる—」＜韓国語＞『嶺南法學』第29号51-65頁（韓国嶺南大学校法学研究所、11月）

講演：「東アジアの平和と日本」兵庫弁護士会9条の会、兵庫弁護士会（4月）

「靖国と日本の東アジア支配」第32回元節復活反対2・11道民集会、靖国神社国営化阻止道民連絡会議、共済ホール（6月）

「靖国問題を考える」高麗大学校日本研究所第14回コロキウム、高麗大学校日本研究所、高麗大学校（6月）

「東北アジアに平和の実現を」京都 YMCA—平和のつどい 2009、京都 YMCA（9月）

学会報告：「東北アジア不戦平和共同体に向けて」

国際学術会議「新国際協調主義時代における東北アジア」、東国大学校北韓学研究所・立命館大学コリア研究センター、東国大学校東国館（11月）

高橋直人准教授

論文：「日欧間で法的な知とその担い手はどのように違うのか」村上一博・西村安博編『史料で読む日本法史』123-135頁（法律文化社、10月）

「江戸時代に刑法『総則』が発展しなかったのは何故なのか」村上一博・西村安博編『史料で読む日本法史』273-289頁（法律文化社、10月）

講演：「学問の自由・大学の自治と総長公選制——主にドイツの大学史との関連から——」、「学問の自由・大学の自治と大学改革」学習討論会、総長公選制を実現し、学園民主主義を創造する会、立命館大学至徳館（7月）

その他：「二〇〇九年学界回顧（西洋法制史）」

※「中世 公法・国制」、「近世 公法・国制」および「近現代 刑事法」の箇所を担当。法律時報81巻13号324-329頁（日本評論社、12月）

ゲッティンゲン大学およびミュンヘン大学にて資料収集、研究者との交流（3月）

竹濱修教授

著書：『保険法入門 日経文庫』（日本経済新聞出版社、4月）

（共編著）『保険法改正の論点 中西正明先生喜寿記念論文集』（法律文化社、3月）

論文：「損害保険における保険事故招致免責」『保険法改正の論点』所収178-194頁（法律文化社、3月）
「損害保険契約における経済的被保険者」『森本滋先生還暦記念 企業法の課題と展望』所収449-490頁（商事法務、4月）

判例研究：「保険金受取人の変更と保険契約者の債権者による保険金請求権等の差押え」保険事例研究会レポート233号16-22頁（生命保険文化センター、6月）

「うつ病の被保険者の自殺と自殺免責条項の適用の可否」旬刊商事法務1878号65-70頁（商事法務研究会、10月）

学会司会：「シンポジウム 新保険法の課題と展望」日本保険学会大会、日本保険学会、龍谷大学深草学舎（10月）

多田一路准教授

論文：「社会保障法制における国家の役割——フランスにおけるアンチエタティスム」立命館法学321・322号279-302頁（立命館大学法学会、3月）
「連帯の仕組みと国家の役割」『憲法問題20号』80-92頁（三省堂、5月）

シンポジウム：「公共の福祉と経済的自由」日本科学者会議・憲法問題特別研究委員会、明治大学（3月）

講演：「日本国憲法と社会国家——統治のあり方の要素としての社会国家」平和憲法を守る会・大分、大分県消費生活・男女共同参画プラザ（大分市）（11月）

その他：「経済的自由と公共の福祉」日本の科学者2009年10月号36-40頁（10月）

「衆院選・政権交代と改憲論議のゆくえ」住民と自治2009年12月号22-25頁（自治体問題研究所、12月）
立命館大学研究推進プログラム「若手・スタートアップ」受領

田中恒好教授

論文：「会社法下での合弁契約における少数株主の権利の保護条項」国際商取引学会年報2009年第11号261頁（レクシスネクシス・ジャパン株式会社、7月）

コメント：九州国際大学大学院法学研究科教授古屋邦彦氏の報告である「パートナーリングからアライアンスへ-建設プロジェクトのクレームゼロを目指す新しい契約形態-」についてのコメント、国際商取引学会年報2009年第11号136頁（レクシスネクシス・ジャパン株式会社、7月）

学会活動：双日プラネット株式会社取締役 久島幸雄氏による「企業法務が直面する課題と改革に向けた経営の観点からの提言-企業法務の現場で今なにが起きているのか-」報告についてのコメントーター、国際商取引学会東部部会、国際商取引学会、山形大学（7月）

田村陽子准教授

論文：「証明度の法的性質-実体法と手続法の交錯」立命館法学321・322号303-333頁（立命館大学法学会、3月）

学会報告：「事実認定の客観化-事実認定の“ブレ”を防ぐには」全国民事訴訟法学会大会、日本民事訴訟法学会、学習院大学（5月）

出口雅久教授

論文：（共編）「Vorprozessuale Informationsbeschaffung und Streitbeilegung」, in: Festschrift fuer Dieter Leipold zum 70. Geburtstag, hrsg. Rolf Stürner/Hiroiyuki Matsumoto/Wolfgang Lüke/Masahisa Deguchi」555-565頁（Mohr Siebeck, 2月）

「日本民事調解制度」出口雅久著 / 丁相順訳(chinese version) 立命館大学法学会 Ritsumeikan Law Review No.26 243-252頁（立命館大学法学会、3月）
「訴訟物概念の機能」伊藤眞・山本和彦編『民事訴訟法の争点』112-115頁（有斐閣、3月）

「提訴前情報証拠収集制度と紛争解決に関する若干の考察」法学雑誌55（3・4）824-841頁（大阪市立

大学法学会、3月)

「Das Spannungsverhaeltnis im japanischen Zivilprozessrecht」, in: Recht und Gesellschaft in Deutschland und Japan, hrsg.. Peter Gottwald」125-148 頁 (Carl Heymanns Verlag, 3月)

翻訳:「フランチ・クラインの思想とそのヨーロッパにおける民事訴訟法の展開に対する意義」ヴァルター・レヒベルガー著 / 出口雅久・本間学 (共訳) 立命館法学 320 号 222-236 頁 (立命館大学法学会、1月)

「オーストリア仲裁法の改革」ヴァルター・レヒベルガー著 / 出口雅久・本間学 (共訳) 立命館法学 320 号 237-254 頁 (立命館大学法学会、1月)

「様々な角度からみた欧州人権裁判所 (立命館大学法学会主催・国際シンポジウム EU 統合と人権保障)」ルチュウス・ビルトハーバー著 / 出口雅久・西本健太郎 (共訳) 立命館法学 323 号 222-234 頁 (立命館大学法学会、6月)

「ヨーロッパ国際民事手続法の今日的展開と問題」ハイモ・シャック著 / 出口雅久・本間学 (共訳) 立命館法学 323 号 91-116 頁 (立命館大学法学会、6月)

その他:「はじめに (立命館大学法学会主催・国際シンポジウム EU 統合と人権保障)」立命館法学 323 号 117-120 頁 (立命館大学法学会、6月)

「国際シンポジウム:『民事手続法の継受と伝播』立命館ロー・ニュースレター 57 号 11-15 頁 (立命館大学法学会、9月)

講演:「公海上における海上部隊によるテロ対策・海賊対策活動について「公海自由の原則」と安全のはざまで」立命館大学法学部、衣笠キャンパス (5月)

「欧州司法裁判所の役割」ルドルフ・ティーネル教授 (オーストリア行政最高裁判所副長官)、ヨーロッパ法研究会、衣笠キャンパス (6月)

「ベルリンの壁崩壊と人生の転機-ある平和活動家の体験から」ベラ・レングスフェルト (前ドイツ連邦共和国連邦議会議員)、立命館大学国際平和ミュージアム・法学会共催、衣笠キャンパス (11月)

国際シンポジウム: IAPL 国際訴訟法学会・同理事会、IAPL・トロント大学、トロント大学法学部 (6月) 「日韓比較民事訴訟法研究会」イーホーウォン本学客員教授 (韓国民事訴訟法学会会長) ほか、日韓民事訴訟法研究会、衣笠キャンパス (9月)

「メディアと法」クラウス・シュテルン / ハンス・ブリュッティングほか、早稲田大学・テュッセン財団など、早稲田大学 (10月)

「南京大学中独法学研究所 20 周年記念シンポジウム」南京大学法学部、(10月)

「民事手続法の継受と伝播」科学研究費基盤研究 (B) 研究代表: 出口雅久、朱雀キャンパス (3月)

海外セミナー:「ドイツと EU との関係」アメルング総領 (阪・神戸ドイツ総領事館)、立命館大学海外セミナー、朱雀キャンパス (2月)

ゲストスピーカー:「EU における言語政策」ジャン・ゴメス教授 (ブリュッセル外国語大学)、立命館大学法学部、衣笠キャンパス (4月)

「リスボン条約」シュテファン・フーバー副代表 (在日欧州代表部)、立命館大学法学部、衣笠キャンパス (6月)

「EU とスイスとの関係」ポール・フィヴァ大使 (在日スイス大使館)、立命館大学法学部、衣笠キャンパス (9月)

「法制度整備支援・民事分野の支援」渡部洋子教官 (法務省法務総合研究所国際協力部)、立命館大学法学部、衣笠キャンパス (11月)

「日本における民事訴訟法・刑事訴訟法の法整備支援」横山幸俊教官 (法務省法務総合研究所国際協力部)、立命館大学法学部、衣笠キャンパス (11月)

その他: 財団法人・民事紛争処理研究基金「日韓比較民事訴訟法研究」2009 年 8 月 3 日 -2010 年 3 月 31 日

ドイツ学術交流会奨学金選考委員会委員 2009 年 11 月 10 日 -11 日

ラオス法整備支援プロジェクト委員 2009 年 11 月 27 日より

遠山千佳准教授

その他: 外国人看護師・介護士受け入れに関わる言語的支援の実態調査

徳川信治教授

論文:「欧州人権裁判所によるいわゆるパイロット判決手続き」立命館法学 321・322 号 334-367 頁 (立命館大学法学会、3月)

「欧州人権条約システムの歩みと現状」立命館法学 323 号 163-173 頁 (立命館大学法学会、6月)

「グローバル化と国際法」中島茂樹・中谷義和編『グローバル化と国家の変容』307-328 頁 (御茶の水書房、3月)

翻訳:「ルチュウス・ビルトハーバー「EU, 欧州人権条約および欧州における人権保障」」立命館法学 323 号 121-131 頁 (立命館大学法学会、6月)

講演:「Le Droit au travers de l' Histoire japonaise」

第77回学術セミナー、ストラスブール日仏大学会館・日本学術振興会ストラスブール研究連絡センター共催、フランス・ストラスブール（日仏大学会館）（5月）

学会報告：「国際人権法基準から見た『ビラ貼りの自由』」民主主義科学者会議法律部会学術総会、民主主義科学者会議法律部会、神戸学院大学（11月）

徳久恭子准教授

論文：「第三の教育改革はなぜ失敗したのか」研究報告書 25-54 頁（国立教育政策研究所、3月）

学会報告：「制度デザインの政治学」日本政治学会分科会、日本政治学会、日本大学（10月）

その他：2009年度日本公共政策学会奨励賞
科学研究費補助金 基盤研究 C「公民連携の促進／阻害要因—地縁型団体・テーマ型団体・地方府の連携パターン分析」（2009年度-2011年度）

中島茂樹教授

論文：（共編）「グローバル化と統治構造の変容」『グローバル化と国家の変容』所収 101-129 頁（お茶の水書房、3月）

中村康江准教授

論文：「英国における子会社の少数株主・債権者保護」森本滋編著『企業結合法の総合的研究』346-363 頁（商事法務、3月）

学会報告：「英国における取締役資格剥奪制度の生成と展開」日本私法学会第73回大会、日本私法学会個別報告、成蹊大学（10月）

浪花健三教授

著書：（共著）『租税 判例ファイルⅠ』（第2版）359-367 頁（税務経理協会、11月）

論文：「売上原価に債務確定は必要か」近畿税理士界 540 号（近畿税理士会、3月）

「税理士業務再考」（税理士損害賠償請求事件を参考にして）しもよう 84 号 10-11 頁（近畿税理士会下京支部、10月）

二宮周平教授

著書：『家族法（第3版）』（新世社、10月）

論文：「近代家族の確立とその揺らぎ—戦後家族法学の意義と展開」比較家族史研究 23 号 32-38 頁（弘文堂、3月）

「子の出自を知る権利（2）—諸外国の取り組みとその実情」戸籍時報 641 号 2-17 頁（日本加除出版、5月）

「子の出自を知る権利（3・完）—法的構成その内容」戸籍時報 643 号 37-52 頁（日本加除出版、7月）

「家事調停委員アンケートと家族法改正」戸籍時報

646 号 13-24 頁（日本加除出版、10月）

「家族法入門（1）—婚姻の成立」戸籍時報 648 号 86-99 頁（日本加除出版、11月）

判例評釈：「子の監護者の指定審判に対する抗告事件」判例タイムズ 1284 号 153-157 頁（判例タイムズ社、2月）

「事実婚の父母間に生まれた婚外子の氏を父の氏に変更することを許可した事例」判例タイムズ 1291 号 73-77 頁（判例タイムズ社、5月）

その他：（共著）編集・リーガルクリニックと地域との協働—DV 当事者の支援と DV 防止教育への展望を含めて（立命館大学法科大学院、3月）

（共著）座談会「家事事件の現状と課題」法律時報 81 巻 3 号 4-20 頁（日本評論社、3月）

選択的夫婦別姓をどう考えるか エコノミスト 11 月 24 日号 82-84 頁（毎日新聞社、11月）

家庭裁判所に期待するもの 霞門だより 84 号 1 頁（東京家事調停協会、9月）

道標・ふるさと伝言「松山に母ふたり」「親子のきずな」「親になること」「子どもの平等」「夫婦別姓はいま」「夫婦の絆と離婚」「夫婦のかたち」「老いをとる」「性の選択」「恋愛に定年はない」「ベットの家族」愛媛新聞 1 月 4 日、2 月 8 日、3 月 15 日、4 月 19 日、5 月 24 日、6 月 28 日、8 月 2 日、9 月 6 日、10 月 11 日、11 月 15 日、12 月 20 日 1 面 1 頁（愛媛新聞社、1 月-12 月）

学会報告：「婚外子の平等化とジェンダー」ジェンダー法学会、神奈川大学（12月）

シンポジウム報告：「子どもの知る権利について」日本学術会議公開シンポジウム、日本学術会議法学委員会「生殖補助医療と法」分科会、関西大学（11月）
「ロースクールにおける民法の教え方」韓日民法国際学術会議、東亜大学校法学研究所、東亜大学（8月）

平野仁彦教授

学会報告：「ドゥウオーキンの法哲学と政治哲学—3 報告へのコメント」日本法哲学学会 2009 年度学術大会、日本法哲学学会、関西大学（11月）

淵野貴生教授

論文：「被疑者・被告人の適正手続きの保障について」梓澤和幸＝田島泰彦編『裁判員制度と知る権利』252-263 頁（現代書館、2月）

「公判前整理手続と裁判の公開」季刊刑事弁護 60 号 62-65 頁（10月）

「被害者の手続参加、被害者報道と裁判員制度」犯

罪と刑罰 19号 51-77 頁 (12月)

判例評釈:「判決確定後に刑の廃止または大赦があった場合に、再審公判において免訴に関する規定を排除して実体判決をすることはできないとされた事例(最判平成20年3月14日)」法学セミナー増刊・速報判例解説4号 155-158 頁(日本評論社、4月)

「少年および少年共犯者の自白の信用性を否定して保護処分決定を取り消した決定に対する検察官による抗告申立てを棄却した事例(大阪高決平成20年9月17日)」法学セミナー増刊・速報判例解説5号 185-188 頁(日本評論社、10月)

その他:(共著)座談会「新しい刑事手続きは開かれているか」梓澤和幸・田島泰彦編『裁判員制度と知る権利』264-306 頁(現代書館、2月)

講演:「刑事裁判の原則と『市民参加』」第41回司法制度研究集会・基調報告、日本民主法律家協会、弘済会館・東京麹町(11月)

堀雅晴教授

論文:(共著)「公共性と教育」飯田哲也・浜岡政好編『公共性と市民』153-178 頁(学文社、4月)

その他:2009年度京都市自治記念式典において、「未来の京都まちづくり推進表彰(被表彰者627名)」の部で表彰される。

正木宏長准教授

論文:「政官接触の規制に関する一考察 - 国家公務員制度改革基本法に寄せて - 」立命館法学 321・322号 405-437 頁(立命館大学法学会、3月)

判例評釈:「『混合診療』と『療養の給付』を受ける権利確認判決」ジュリスト別冊平成20年度重要判例解説 60-61 頁(有斐閣、4月)

書評:「著書紹介 公共選択論に対する行政過程論からの反論 STEVEN P. CROLEY, REGULATION AND PUBLIC INTERESTS; THE POSSIBILITY OF GOOD REGULATORY GOVERNMENT」アメリカ法 [2009-1] 90-95 頁(12月)

その他:(共著)「学界回顧 行政法」法律時報 81巻 13号 24-33 頁(日本評論社、11月)

ワークショップ報告:「The regulation of representative's contacts with officials of administrative agencies」Faculty Roundtable Series, American University, Washington College of Law, American University (2月)

松井芳郎教授

論文:「条約解釈における統合の原理——条約法条

約 31 条 3 (c) を中心に」坂元茂樹編『国際立法の最前線』(藤田久一先生古希記念) 所収(有信堂、8月)

条約集:(共編)『ベーシック条約集』2009年度版(東信堂、3月)

学会報告:「コロキウム「ロースクール設置後の研究者養成の現状と課題」の報告を分担」民科法律部会学術総会、民科法律部会、神戸学院大学(11月)
その他:国際法学会「国際関係法教育検討委員会」委員

科研費共同研究「グローバル化の時代における国際関係法教育の改革」研究代表

松本克美教授

著書:(共著)『専門家訴訟講座 2 建築訴訟』2-44 頁 73-108 頁(民事法研究会、4月)

(共著)「Recht und Gesellschaft in Deutschland und Japan」(Ⅲ Aktuelle Probleme im Bereich des Haftungsrecht in Japan — insbesondere die Haftung der Architekten und Ärzte) 59-74 頁(Carl Heymanns Verlag、5月)

論文:「土地工作物責任における<第一次的所有者責任・第二次の占有者責任論>の可能性」立命館法学 321号 458-491 頁(立命館大学法学会、3月)
「建築瑕疵に対する設計・施工者等の不法行為責任と損害論 —最判2007(平成19)・7・6判決の差戻審判決・福岡高判2009(平成21)・2・6を契機に一」立命館法学 324号 1-37 頁(立命館大学法学会、8月)

「判批・最判平成21・1・22—過払金返還請求権の消滅時効の起算点」判例時報 2048号 156-160 頁(10月)
「判批・最判平成21・4・28—民法一六〇条の法意に照らし民法七二四条後段の二〇年の除斥期間の効果を制限するとした事例」法律時報 81巻 13号 379-383 頁(日本評論社、12月)

その他:「アスベスト被害と共同不法行為」労働判例 975号 2 頁(5月)

「建物の瑕疵による拡大損害の未発生と建築施工業者等の不法行為責任の否定—最判平成19・7・6の差戻審で請求を棄却した福岡高判平成21・2・6の危険な論理」消費者法ニュース 80号 1 頁(6月)

特別講演:「『建物の基本的な安全性』概念の危険性 —建築瑕疵についての不法行為責任限定法理の批判的検討 —」欠陥住宅関西ネット第12回大会、欠陥住宅関西ネット、大阪・エルおおさか(3月)
「欠陥住宅裁判の近時の動向・民法改正論との関連

ードイツ法との比較をふまえて」欠陥住宅京都ネット第12回大会、欠陥住宅京都ネット、京都・パレスサイドホテル（4月）

学会報告：「性的被害・児童虐待についての損害賠償請求権と消滅時効一法と心理の観点から」法と心理学会第10回大会、法と心理学会、東京・國學院大學（10月）

研究会報告：「立命館 LS における GPA の活用の現状とその課題について」鳥根法科大学院 GPA 研究会、鳥根大学法科大学院、鳥根大学（3月）

「戦後補償訴訟と時効・除斥期間一法的安定性と正義」ジェンダー研究会、女性・戦争・人権学会、立命館大学国際言語文化研究所、女性・戦争・人権学会、京都・立命館大学（6月）

「最判平成21・4・28足立区女性教員殺害事件判決の検討」末川民事法研究会定例研究会、末川民事法研究会、京都・キャンパスプラザ京都（6月）

「法科大学院開設後の研究者教員養成の意義と課題」早稲田大学法学研究科・法学理論教育プログラム研究会・第1回、早稲田大学大学院法学研究科・組織的な大学院教育改革推進プログラム、早稲田大学（10月）

学会討論者：「ヤスクニ問題の新しい地平」日本平和学会大会2009年度秋季研究集会、日本平和学会、京都・立命館大学（11月）

海外調査：（2009年1月16日-18日）韓国・プサン市のプサン大学付属病院に、今国、同国で初めて開設されたアスベスト疾患研究センターの開設記念シンポジウムに参加した（研究分担者となっている平成21年度科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究）「21世紀リスク論とアスベスト被害補償法の実践的・理論的検討―塵肺問題との比較で」（研究代表・吉田邦彦北海道大学教授）による調査）

（2009年8月23日-31日）フランクフルト・アム・マイン、ザール・ブリュッケン、ブレーメン、ベルリン等で、時効法関係のヒアリング、文献資料収集等の調査を行った（松本克美・研究代表・平成21年度科研費（基盤研究C）「損害賠償請求権の時間的制約をめぐる法解釈論・法政策論・立法論の日独比較研究」による）

水口憲人教授

書評：村山皓『政策システムの公共性と政策文化』（同書の「あとがきにかえて」に書評として収録）（有斐閣、2月）

宮脇正晴准教授

著書：（共著）『知的財産法演習ノート〔第2版〕』72-98、161-173、221-239頁（弘文堂、3月）

論文：「第10条（著作物の例示）第1項第6号地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物」半田正夫・松田政行編『著作権法コンメンタール1』536-551頁（勁草書房1月）「著作物の題号（タイトル）と「商標としての使用」」日本弁理士会パテント62巻別冊1号13-21頁（3月）「メタタグと「商標としての使用」」日本弁理士会パテント62巻別冊1号179-186頁（3月）

「Q4 国際的ハーモナイゼーション」小野昌延・小松陽一郎編『商標の法律相談』49-54頁（青林書院、5月）

「Q7 商標法と不正競争防止法」小野昌延・小松陽一郎編『商標の法律相談』69-74頁（青林書院、5月）

判例評釈：「ロックバンド関連商品に付された商標「ELLE GARDEN」と登録商標「ELLE」との類似性が否定された例」速報判例解説4号197-200頁（日本評論社、4月）

「職務発明につき外国で特許を受ける権利の譲渡に対する相当対価請求」小野昌延先生喜寿記念『知的財産法最高裁判例評釈大系〔I 特許・実用新案法〕』747-755頁（青林書院、9月）

「いわゆるOEM商品の納入行為の不正競争防止法2条1項1号の「引渡し」該当性と当該行為による損害額の算定」速報判例解説5号247-250頁（日本評論社、10月）

その他：「素材の利用と著作権法」鈴木誠一郎・喜多千草編著『映像制作入門』151-154頁（ナカニシヤ出版、1月）

村上弘教授

著書：（共著）『よくわかる行政学』（ミネルヴァ書房、4月）

論文：「The Changing Party System in Japan 1993-2007（日本の政党システムの変化：1993 - 2007）」Ritsumeikan Law Review No.26 27-48頁（立命館大学法学会、3月）

「道州制は中選挙区制と原発の夢を見るか―大型道州制のメリット、デメリット、波及効果」立命館法学324号88-146頁（立命館大学法学会、8月）

講義：「地方分権と道州制」滋賀県庁オフサイトミーティング、大津市（5月）

「道州制と区割り―大型道州制のデメリットと23州案」愛媛大学地域創生研究センター、松山市（11月）

審議会参加：滋賀県景観審議会委員

向日市情報公開審査会委員

村田敏一教授

論文：「株式会社の合併比率の著しい不公正について—その抑止策と株主の救済策を中心に—」立命館法学 321・322 号 515-543 頁（立命館大学法学会、3 月）

「新保険法における保険金受取人に関する規律について」生命保険論集第 166 号 29-51 頁（財団法人生命保険文化センター、3 月）

「生命保険契約における保険者の免責事由—自殺免責・故殺免責・その他」『中西正明先生喜寿記念論文集・保険法改正の論点』所収 337-356 頁（法律文化社、3 月）

解説：「会社法制はどこへ行くのか」ニッセイ基礎研 REPORT July.2009.Vol.148 2-3 頁（ニッセイ基礎研究所、7 月）

学会報告：「新保険法の総論的課題について—契約類型間の規律の相違点と、規律の性格の問題を中心に」日本保険学会大会（平成 21 年度）、日本保険学会、龍谷大学深草キャンパス（10 月）

研究会報告：「新保険法の総論的課題について—契約類型間の規律の相違点と、規律の性格の問題を中心に」生命金融法制研究会、生命保険文化センター、住友生命本社（6 月）

「保険業法第 300 条の 2—特定保険契約に関する金融商品取引法の準用」関西保険業法研究会、生命保険文化センター、住友生命本社（9 月）

望月爾准教授

論文：「グローバル化と税制—グローバル・タックス構想を中心に—」中島茂樹・中谷義和編『グローバル化の現代—現状と課題』第 1 巻グローバル化と国家の変容 155-183 頁（お茶の水書房、3 月）

その他：「検証 第 4 回 新司法試験 租税法」ロースクール研究 14 号 73-76 頁（民事法研究会、11 月）

学会報告：「ベーシック・インカムと給付付き税額控除」日本租税理論学会西日本支部研究会、日本租税理論学会、立命館大学（9 月）

「給付付き税額控除の現状と問題点—アメリカの EITC の経験をふまえて—」日本租税理論学会、第 21 回大会・総会日本租税理論学会、名古屋学院大学（11 月）

森久智江准教授

公開シンポジウム：「障害のある非行少年の司法手続と処遇について—法的観点から—」非行臨床の

新潮流—ジャスティス・クライアントへの心理・福祉的アプローチ、平成 21 年度文部科学省科学研究費研究「非行臨床における精神障害に関わるリスク・アセスメントと処遇に関する実証的研究」、立命館大学・創思館カンファレンスルーム（7 月）

学会報告：「知的障害や発達障害のある非行少年への少年司法制度における対応の現状—法的観点から—」日本司法福祉学会第 10 回大会、日本司法福祉学会、立正大学（8 月）

山田泰弘教授

論文：「取締役等の責任の一部免除と和解」浜田道代＝岩原紳作編『会社法の争点』（ジュリスト増刊新・法律学の争点シリーズ 5）164-165 頁（有斐閣、11 月）

コンメンタール：（共著）奥島孝康＝落合誠一＝浜田道代編『新基本法コンメンタール 会社法 3』会社法 847 条-856 条の執筆を担当、別冊法学セミナー 201 号）391-423 頁（日本評論社、8 月）

湯山智之教授

論文：（共著）「＜2009 年学界回顧＞国際法」法律時報 1016 号 246-253 頁（日本評論社、12 月）

吉田美喜夫教授

論文：「資格取得準備時間の法的性格—労災認定の過重負荷評価に関する一試論—」立命館法学 321・322 号 544-568 頁（立命館大学法学会、3 月）

判例研究：「就業時間中の組合活動—大成観光事件」別冊ジュリスト 197 号 184-185 頁（有斐閣、10 月）

資料：「タイの労働保護法改正—2008 年改正法の翻訳と解説—」立命館法学 324 号 147-189 頁（立命館大学法学会、8 月）

講演：「雇用対策法—不況下で生き抜く雇用対策、ワークシェアリング—」三島地域法律セミナー、高槻市・茨木市、高槻市文化センター（11 月）

「雇用対策の法と政策」立命館土曜講座、末川記念会館（11 月）

吉村良一教授

論文：「責任」原理と環境・公害被害の救済」環境と公害 38 巻 3 号 24-29 頁（岩波書店、1 月）

「公法と私法の交錯・協働」法律時報 81 巻 2 号 62-65 頁（日本評論社、1 月）

「不法行為法における権利侵害要件の「再生」」立命館法学 321・322 号 569-607 頁（立命館大学法学会、3 月）

「公私の交錯・協働と私法の「変容」」立命館法学 323 号 277-295 頁（立命館大学法学会、6 月）

判例解説：「共同不法行為と過失相殺」民法判例百選Ⅱ（第6版）192-193頁（有斐閣、4月）

書評：山本敬三「基本権の保護と不法行為法の役割」法律時報81巻5号162-166頁（日本評論社、5月）

学会報告：「新たな救済制度の基本的考え方」シンポジウム「新たな大気汚染公害被害者救済制度めぐり」、日本環境会議・全国公害弁護団連絡会議、東京・ホテルはあといん乃木坂（3月）

「日本の新司法試験傾向と民法」、セミナー「日本の新司法試験の傾向」、韓国・東亜大学、韓国・釜山 東亜大学（8月）

「法科大学院における環境法教育の現状と課題」環境法教育研究会、日本弁護士連合会・環境公害委員会、東京・上智大学（11月）

「趣旨説明および課題提示」、コロキウム「ロースクール設置後の研究者養成の現状と課題」、民主主義科学者協会法律部会、神戸学院大学（11月）

「新たな大気汚染公害被害者救済制度の提言」日本環境会議30周年記念尼崎大会、日本環境会議、尼崎市総合文化センター（11月）

講演：「新たな大気汚染公害被害者救済制度づくりについて」、学習会「新たな大気汚染公害被害者救済制度の確立めぐり」、おおぞらプロジェクト大阪、大阪民医連会館（6月）

その他：「2009年新司法試験環境法解説」別冊法学セミナー新司法試験の問題と解説2009 372-376頁（日本評論社、8月）

「環境法の歴史」法学セミナー2009年10月号10-13頁（日本評論社、10月）

和田真一教授

著書：（共著）『LawPractice 民法Ⅱ債権編』237-242頁（商事法務研究会、9月）

その他：「名誉毀損と慰謝料」中田裕康・潮見佳男・

道垣内弘人編『民法判例百選 債権〔第6版〕』186-187頁（有斐閣、4月）

渡辺惺之教授

判例評釈：涉外家事事件判例評釈（2）「葉の上からの養子に関する韓国法の解釈と上告受理申立て（最三小判平成二〇年三月一八日）」戸籍時報637号22頁（2月）

涉外家事事件評釈（3）「原告の国籍管轄に基づき有責配偶者の離婚請求を認容したオーストラリア判決のわが国における効力（東京家判平成一九年九月一日）」戸籍時報642号26頁（6月）

涉外家事事件評釈（4）「在日中国人夫婦の日本方式の協議離婚の無効確認請求を棄却した事例（大阪家判平成二一年六月四日）」戸籍時報645号31頁（9月）

翻訳：エナ・マルリス・バヨンス「オーストリーにおける国際家事手続法と調停（離婚と子どもの監護の問題を中心に）（1）」立命館法学320号279-305頁（立命館大学法学会、1月）

学会報告：「商標法38条3項と損害不発生の抗弁—韓国Xガール事件判例」知財学会アジア知財・イノベーション分科会、知財学会アジア知財・イノベーション分科会、弁理士会館（12月）

その他：巻頭言「拡大する知財問題の諸相」日本知財学会誌5巻3号2-5頁（2月）

渡辺千原教授

論文：「医事紛争と死因解明」小島武先生古稀祝賀<続>『権利実行化のための法政策と司法政策』1095-1131頁（商事法務、9月）

その他：財団法人民事紛争処理研究基金平成21年度研究助成（研究題目：裁判における科学主義と法発展）

Media Coverage II	法学部定例研究会 2009年12月～2010年3月
-------------------	------------------------------

■法学部定例研究会：

09年12月18日 公法研究会：加賀山万理子氏「日本の法教育の現状と課題」、秋田道子氏「安楽死と自己決定」

10年1月14日 刑事法研究会：高木亜季子氏「刑事司法における被害者の権利の現状とこれから」

10年2月4日 立命館大学・ミュンヘン大学学術交流セミナー

10年3月13日 立命館土曜講座：望月爾氏「消費税率引上げの問題点」

新

刊

図

書



『ケースメソッド憲法』
市川正人 著 日本評論社
2009年7月発行
¥2,520



『家族法 第3版』
二宮周平 著 新世社
2009年10月発行
¥3,360



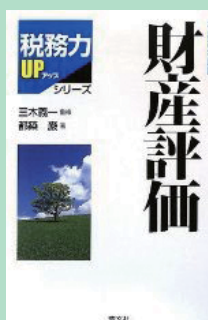
『所得税 (税務力UPシリーズ)』
三木義一 ほか 著 清文社
2009年10月発行
¥3,150



『消費税
(税務力UPシリーズ)』
三木義一 ほか 著 清文社
2009年10月発行
¥3,150



『相続税・贈与税
(税務力UPシリーズ)』
三木義一 ほか 著 清文社
2009年10月発行
¥2,730



『財産評価 (税務用UPシリーズ)』
三木義一 ほか 著 清文社
2009年10月発行
¥2,730



『朝鮮半島の和解・協力10年
金大中・盧武鉉政権の
対北朝鮮政策の評価』
徐勝 ほか編著 御茶の水書房
2009年11月発行 ¥2,940



『流動財産担保論』
小山泰史 著 成文堂
2009年12月発行
¥5,775



『不法行為法 第4版』
吉村良一 著 有斐閣
2010年2月発行
¥2,625



立命館ロー・ニューズレター
第60号(2010年3月)
編集：立命館大学法学部
ニューズレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会。
立命館大学法学会
〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1
TEL. 075-465-8177
FAX. 075-465-8294
URL. [http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/ririndex.htm#nl](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/ririndex.htm#nl)